

労働者派遣事業所ごとの提供情報

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項の規定に基づき、以下のとおり情報提供いたします。

対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

許可番号	派15-300333
事業所の名称	北日本エンジニアリング株式会社
事業所の所在地	〒949-0056 新潟県柏崎市新橋12番17号

1.令和5年4月1日現在 派遣労働者数	10人
2.派遣先事業所数(実数)	5事業所
3.労働者派遣に関する料金の額の平均額(一日8時間当たり)	20,743円
4.派遣労働者の賃金の額の平均額(一日8時間当たり)	13,118円
5.マージン率((3欄-4欄)÷3欄)	36.8%

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関すること キャリアアップに資する教育訓練計画

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	派遣労働者の費用負担	賃金支給
派遣前教育	新規派遣者 雇入れ時	OFF-JT	無	有給
安全教育	派遣中労働者	OFF-JT	無	有給
技能教育	派遣中労働者	OJT OFF-JT	無	有給
コンプライアンス教育	派遣中労働者	OFF-JT	無	有給

7. 派遣労働者の待遇を決定する方法

労働者の過半数代表者と「労使協定方式」を締結しています。

当該協定の対象となる派遣労働者の範囲	当該協定の有効期間の終了日
その他の技術者 (119)	令和7年3月31日
一般事務員 (259)	令和7年3月31日

以上